

外国為替令第七条の規定に基づき、財務大臣が指定する取引又は行為を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第九十八号）

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第七条の規定に基づき、財務大臣が指定する取引又は行為を次のように指定し、平成十年四月一日から適用する。

宇宙開発に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協力に関する交換公文に基づき我が国に移転された技術を提供する取引